

## ECのバナナ輸入制限パネル報告

(WT/DS27/R/USA, パネル報告提出日:1997年5月22日, 採択日:1997年9月25日)

### 【はじめに】

本件は、1993年7月に導入されたECの新バナナ輸入制度<sup>(1)</sup>に対して、エクアドルその他のバナナ輸出国がガット、GATS、農業協定その他多数のWTO協定違反を主張して提訴した事件である。ECは世界最大のバナナ輸入元である。ECは1963年以来、バナナに関しては従価20%の譲許税率を適用していたが、第1次ロメ協定(1975年)以来、ACP諸国(アフリカ、カリブ、太平洋諸国)からの一定量のバナナ輸入に対する特惠待遇(無税及び関税割当上の優遇)と、他の国からのバナナ輸入に対する関税割当を実施してきた。ラテンアメリカのバナナ輸出国がこれに反発し、ECとの間で紛争が続いてきた。

新バナナ輸入制度導入以前にEC加盟国が個別に実施していたバナナ輸入制度に関しては、1992年9月にガットパネル報告が出されている(以下「バナナI報告」と略す)<sup>(2)</sup>。また、新バナナ輸入制度に関しても、1994年2月にガットパネル報告が出されている(以下「バナナII報告」と略す)<sup>(3)</sup>。いずれの報告も、これらの制度がガットに違反すると認定し、ECに対して制度の改善を求める内容であったが、ECの反対により採択されなかった。本件パネル報告は、ECのバナナ輸入制度をめぐるWTOの下では最初の、ガット時代から通算すると三度目のパネル報告ということになる。

三つのパネル報告はいずれも、ECがロメ協定に基づいて一部のACP諸国からのバナナ輸入に特惠待遇を与え、他のバナナ輸出国を差別待遇している点を問題にする点で共通する。中でも、本件報告とバナナII報告は同じ1993年の新バナナ輸入制度を対象としている。ただし、バナナII報告以後、バナナ輸入制度をめぐるいくつかの変化があったため、本件とバナナII報告とでは参照法規が異なり、また、争点も複雑化した。第1に、ウルグアイラウンドの終結とWTOの発足に伴い、新バナナ輸入制度の合法性を判断する国際協定の内容や種類が変わったことである。第2に、ウルグアイラウンド中にECとACP諸国が第4次ロメ協定(1989年)に関して、ガット1条1項についてのウェーバーを申請し、1994年12月のガット総会においてウェーバーが認められたことである。第3に、バナナIIの申立国のうち、コロンビア、コスタリカ、ニカラグア、ベネズエラとECとの間で関税割当の増枠に関する合意が成立し(バナナ枠組み協定(Banana Framework Agreement))。以下「BFA」と略す)、1995年1月から実施されたことである。

本件では、ガット以外に農業協定、輸入許可協定、貿易関連投資措置協定、サービス貿易に関する一般協定（G A T S）に関連して、手続、実体の両面にわたる多くの争点が提起された。実体面に関わる主要な争点は以下の3つである。第1に、新バナナ輸入制度の関税割当に関する差別待遇が第4次ロメ協定に関するウェーバーによって正当化されるか。第2に、新制度の下での輸入許可制度における差別待遇がガット等によって正当化されるか。第3に、輸入許可制度における差別待遇がG A T Sによって正当化されるか。以下、これらの争点を中心にパネル報告の内容を紹介し、コメントする。

## 【事実の概要】

### 1. パネル設置までの経緯

1996年2月5日、米国、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコがE Cの新バナナ輸入制度に関して、E Cとの協議を要請した(1.1)。3月14、15日に協議が行われたが不調に終わり、米国等は4月11日にパネルの設置を要請した(1.2)。紛争解決機関(DSB)は5月8日にパネルの設置を決定した。上記申立国の他、日本を含む21の国が第三国として参加した(1.3)。

付託事項は次の通り。

「エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ及び米国がWT/DS27/6で引用した協定の関連規定に照らして、これらの国がD S Bに申し立てた事案を審理し、D S Bが勧告や決定を下す補助となる評定を行うこと。」(1.4)

6月7日、パネリストが決まった(Stuart Harbinson(議長), Kym Anderson, Christian Haeberli)(1.6)。パネルは1997年3月18日に中間報告を提出し、当事国からの検討要請を受けて4月14日にヒヤリング会合<sup>(4)</sup>を開いた後(6.1-6.11)、4月29日に最終報告を提出した(1.7)。

### 2. E Cの新バナナ輸入制度

#### i. 関税割当

E Cは1993年7月1日、規則404/93を制定し、バナナの輸入、販売、流通に関する共通制度を導入した。それによると、輸入されるバナナを伝統的A C Pバナナ、非伝統的A C Pバナナ、第三国バナナの三つのカテゴリーに分ける。伝統的A C Pバナナの輸入については最高85.77万トンまでを無税とする。非伝統的A C Pバナナ(伝統的A C P諸国か

らの非課税枠を越える輸入と伝統的ACP諸国以外のACP諸国からの輸入を含む) に関しては、最高9万トンまでがゼロ関税、それを上回る分についてはトン当たり750ECU<sup>(5)</sup>の関税を賦課する。それ以外の第三国からの輸入に関しては、200万トン<sup>(5)</sup>までについてはトン当たり100ECU<sup>(5)</sup>、それを上回る分についてはトン当たり850ECUの関税を賦課する。<sup>(5)</sup> 各カテゴリーの中で、特定国のシェアがあらかじめ決められる(3.7-15, 各国のシェアについては3.8の表を参照)。

新バナナ輸入制度の導入により、旧来の従価20%の譲許税率は維持できなくなったので、1993年10月26日、ECは締約国団に1947年ガット28条5項に従い譲許表の修正のための交渉に入ることを通告した。交渉結果を盛り込んだECの新たな譲許表は1995年7月1日に発効した(3.31)。

なお、第三国に分類されるバナナ輸出国のうち、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア、ベネズエラは、規則404/93以前の国別輸入制度、及び規則404/93に基づく共通輸入制度に関してガット締約国団に申立を行い、各々1993年6月3日と1994年2月11日にガット違反を認定したパネル報告を得ていた。しかし、ECはこれらのパネル報告の採択をブロックし、その代わりにこれらのうちグアテマラを除く4国との間で1994年にBFAを締結した。<sup>(6)</sup> それによると、この4国に対して1994年は210万トン、1995年は220万トンの譲許関税割当が認められ(譲許税率はトンあたり75ECU)、さらにその中での国別割当が決められた(3.11の表参照)。協定は1995年1月1日に発効した。協定の内容は、第三国関税割当の一部として規則404/93の中に取り込まれている(3.30)。

#### ii. 輸入許可制度

EC委員会規則1442/93は、伝統的ACPバナナと非伝統的ACPバナナ・第三国バナナについて異なる輸入許可制度を定める。それによると、伝統的ACPバナナの輸入者は輸入量と原産国を申告し、原産地証明を添えて申請する(3.18)。輸入許可は直前四半期の最後の月の23日以前に出される(3.19)。非伝統的ACPバナナ及び第三国バナナに関しては、輸入元と営業内容によって「A」、「B」、「C」3つのカテゴリーに分類される輸入業者が、4半期毎に2度にわたって実施される輸入許可申請手続に従って、各カテゴリーに配分される輸入枠の範囲内で輸入許可を申請する(3.21、表1参照)<sup>(7)</sup>。なお、カテゴリーAとカテゴリーBの業者は、さらにその業務に応じて三つの業種に分類され、各々の業種について当該業者が許可される暫定割当の配分率(調整係数)が異なる。また、これらの業者はECにおいて設立され、過去の一定期間内に最低年250トンのバナナの販売

実績がなければならない（3.22-24、表2参照）。

第1回目の輸入許可申請に当たって、カテゴリーAとBの業者は当該4半期の暫定割当量の範囲内で許可を申請することができる。カテゴリーCの業者は当該年度の総暫定割当量をどの4半期に申請することもできる。申請に当たって、業者はその原産地を申告しなければならない。BFA当事国の割当分の70%に関しては、当該国当局の輸出証明の添付が求められる。第1回目の輸入許可は直前4半期の最後の月の23日以前に出される（3.25-26）。原産国毎の各4半期の割当の未消化分があれば、第2回目の輸入許可手続が実施される（3.27）。なお、以上の輸入許可制度の詳細については、パネル報告105-106頁、115-118頁に図解がある。

このほか、ハリケーン被害によりEC市場への供給ができなくなったEC及びACP諸国のバナナ生産者及びこれを直接に代理する輸入業者は、アド・ホックにハリケーン輸入許可(Hurricane licences)を申請することができる。ハリケーン輸入許可は、どの原産地のバナナの輸入についても使用できる。これで輸入されたバナナは将来カテゴリーBの申請資格のための実績として計算される（3.28）。

表1 第三国バナナ・非伝統的ACPバナナの輸入割当に関する輸入業者のカテゴリーと割当及びその決定基準

輸入業者のカテゴリー及びその定義	輸入割当配分率	割当量の決定のための規準
カテゴリーA：第三国バナナ and/or 非伝統的ACPバナナの販売実績のある業者	66.5%	データの得られる最も最近3年間の第三国 and/or 非伝統的ACPバナナの平均販売量
カテゴリーB：ECバナナ and/or 伝統的ACPバナナの販売実績のある業者	30.0%	データの得られる最も最近3年間のECバナナ and/or 伝統的ACPバナナの平均販売量
カテゴリーC：1992年以降にECバナナ and/or 伝統的バナナ以外のバナナの販売を開始した業者	3.5%	申請業者の間で、申請量に応じて比例配分する

表2 カテゴリーA、Bの輸入業者に関する業種カテゴリー

業種カテゴリー	定 義	調整係数
カテゴリー(a) : 第一次輸入業者	生産者から未完熟の第3国バナナ and/or ACPバナナを買い取り、あるいは生産やECでの委託販売 and/or 販売を行う業者	57%
カテゴリー(b) : 第二次輸入業者 or 通関業者	EC域内での販売の目的で未完熟バナナを供給・販売する業者	15%
カテゴリー(c) : 熟成業者 (むろ屋)	EC域内で未完熟バナナを熟成させて販売する業者	28%

### 3. その後の展開

ECは1989年12月15日にACP諸国との間で第4次ロメ協定に署名した。同協定にはバナナに関する議定書が含まれており、ACP諸国からのバナナ輸入に対して特惠待遇を付与することを定めていた。1994年10月、ECはACP諸国とともに同協定のバナナ特惠にに関してガット締約国団にガット1条1項に関するウェーバーを申請し、同年12月9日に認められた。<sup>(8)</sup> ウェーバー決定の第1項は次の通り。

「一般協定1条1節の規定は、2000年2月29日までの間、ECが第4次ロメ協定の関連規定の要求に基づき、他の締約国の同種の産品に特惠待遇を与えることなくACP諸国原産の産品に対して特惠待遇を与えるために必要な限度で免除される。」(3.34)

1995年1月1日、ECにオーストリア、フィンランド、スウェーデンが加入したのに伴い、第三国バナナの関税割当が35.3万トン追加された(3.36)。

### 4. 主な争点と当事者の主張

本件における争点と関連協定・条文、各争点に関する当事者の主張の記載箇所を列挙すると以下の通りである。

#### 1 手続問題

- ① パネル設置要請前の協議不尽(紛争解決了解(以下「DSU」と略す)4条)(2.2-20)

- ② パネル設置要請に当たっての請求内容の不明確さ(D S U 6 条 2 項)(2. 2-20)
- ③ 米国の申し立ての法益欠如(2. 21-41)
- ④ 複数のパネル報告(D S U 9 条)(2. 42-46)

## 2 実体問題

### (i) モノの貿易に関する争点

#### (a) 関税関係

- ① 非伝統的ACPバナナに対する特惠関税の一般協定適合性(ガット 1 条 1 項、13 条、25 条 5 項)(4. 34-94)
- ② 第三国バナナの関税率の一般協定適合性(ガット 2 条、28 条)(4. 95-106)

#### (b) 割当関係

- ① 割当一般の性格付けと一般協定・農業協定適合性(ガット 1 条 1 項、13 条 1 項、2 項、2 条、農業協定)(4. 108-238)
- ② 未充足分の再割当の一般協定適合性(ガット 13 条、1 条)(4. 239-246)

#### (c) 輸入許可関係

- ① 輸入許可制度の性格付けと適用法規及びその協定適合性(ガット 1 条 1 項、3 条 4 項、10 条、11 条、13 条 1 項、輸入許可手続協定 1 条 2 項、3 項、3 条 2 項、5 項(h)、農業協定 4 条 2 項)(4. 249-362)
- ② 業者カテゴリー別の輸入許可割当の協定適合性(ガット 1 条 1 項、3 条 4 項、10 条 3 項、13 条、輸入許可手続協定 1 条 2 項、3 項、3 条 2 項、TRIMs 協定 2 条 1 項、5 条)(4. 363-456)
- ③ 営業内容別の輸入許可割当の協定適合性(ガット 1 条、3 条、10 条 3 項、13 条、輸入許可手続協定 1 条 2 項、3 項、3 条 2 項)(4. 457-515)
- ④ 輸出証明要件の協定適合性(ガット 1 条 1 項、10 条 3 項、13 条 1 項、輸入許可手続協定 1 条 3 項、3 条 2 項)(4. 516-549)
- ⑤ 規則の公表と輸入許可の時期における差別待遇の協定適合性(ガット 10 条、13 条 2 項(d)、輸入許可手続協定 1 条 3 項、3 条 2 項、5 項)(4. 550-575)
- ⑥ ECのバナナ生産者に対する輸入許可の協定適合性(輸入許可手続協定 1 条 3 項、3 条 5 項(h)、ガット 10 条 3 項)(4. 576-581)
- ⑦ ハリケーン輸入許可の協定適合性(ガット 1 条 1 項、3 条 4 項、10 条 3 項、輸入許可協定 1 条 3 項)(4. 582-599)

(ii) G A T Sに関する争点

(a) 一般的争点

- ① G A T Sとモノの貿易に関する諸協定の関係(4. 614-626)
- ② 最恵国待遇、内国民待遇の下での差別の基準(4. 627-650)
- ③ 卸売り貿易サービス(4. 651-675)

(b) 実体的論点

- ① 業者カテゴリー別の輸入許可割当のG A T S適合性(G A T S 2条、17条)(4. 676-715)
- ② 営業内容別の輸入許可割当のG A T S適合性(G A T S 2条、17条)(4. 716-4. 727)
- ③ ハリケーン輸入許可のG A T S適合性(G A T S 2条、17条)(4. 728-4. 732)
- ④ 輸出証明要件のG A T S適合性(G A T S 2条、17条)(4. 733-4. 739)

以下では、主要な争点として、(1)ロメ協定のウェーバーのカバレッジ(2-(i)-(a)-①、2-(i)-(b)-①)、(2)輸入許可制度のガットその他の協定との適合性(2-(i)-(c))、(3)輸入許可制度のG A T S適合性(2-(ii))について、当事者の主張を整理する。

## 5. 主たる争点その1ーロメ協定のウェーバーのカバレッジ

(申立国)

割当枠内の第三国バナナの関税がトン当たり 75ECU であるのに非伝統的ACPバナナ 9万トンがゼロ関税であり、また割当枠を越える非ACPバナナに対する関税が第三国バナナに対する関税よりもトン当たり 100ECU 低いのは、ガット1条の最恵国待遇義務に違反する(4. 34)。第4次ロメ協定に対するウェーバーは、協定がECに義務づけている優遇措置に限定される。上記優遇措置はこれに含まれない(4. 52-53)。

(EC)

非伝統的ACPバナナに対する優遇は第4次ロメ協定に対するウェーバーでカバーされている(4. 42)。同協定168条2項(a)(ii)はECがすべてのACP諸国に対して「最恵国待遇を享受する第三国よりも有利な待遇」を保証することを義務づけている(4. 46)。

## 6. 主たる争点その2ー輸入許可制度のガット等との適合性

i. 本件輸入許可制度に輸入許可協定が適用されるか

(E C)

輸入許可協定は「輸入制限に伴い発令される輸入許可」(ガット 13 条 3 項(a)) に対して適用され、関税割当に伴う輸入許可には適用されない(4. 255)。

(申立国)

輸入許可協定 1 条 1 項は広く輸入許可制度を実施するために用いられる行政上の手続を対象としており、輸入制限に伴う輸入許可制度を対象を限定していない(4. 257-258)。

ii. 輸入許可制度の内容に関する判断

a. 輸入許可制度それ自体について

(申立国)

伝統 A C P バナナを優遇する輸入許可制度は、ガット 1 条、3 条 4 項、10 条、11 条、13 条 1 項、輸入許可協定 1 条 2 項、3 項、3 条 2 項、5 項(h)、農業協定 4 条 2 項に違反する(4. 279-362)。

(E C)

輸入許可制度はガット 1 条 1 項(a)にいう「不利でない待遇」を与えるものではない(4. 281)。かりにガット 1 条に違反するとしても、第 4 次ロメ協定のウェーバーによってカバーされる(4. 282)。

輸入許可制度は輸入国の国内における製品の販売や流通に関する制度(ガット 3 条 4 項)ではない(4. 294)。

ガット 10 条は通関に伴う内国規則の適用に関する手続規則に関わる。本件輸入許可には適用されない(4. 300)。

伝統的 A C P バナナに対する関税割当とその他のバナナに対する関税割当は別個の制度である。両者の区別はガット 13 条にいう「輸入制限」には当たらない(4. 308)。

本件制度がガットに違反しない以上、輸入許可協定 1 条 2 項違反は生じない(4. 320)。

本件制度は客観的基準に基づいて運用されており、運用における中立性、公正性と公平性は確保されているので、輸入許可協定 1 条 3 項には違反しない(4. 326)。

本件制度は輸入許可協定 3 条 2 項の要件を満たしている(4. 344)。同協定 3 条 5 項(h)は関税割当ではなく数量割当の運用を対象としており、本件制度には適用がない(4. 344)。

b. 業者カテゴリー別の輸入許可割当について



(申立国)

第三国バナナ及び非伝統的ACPバナナの輸入割当の30%の配当を受けるカテゴリーB業者の資格(過去3年間にECバナナ and/or 伝統的ACPバナナの輸入実績がある業者)は、ECバナナや伝統的ACPバナナの輸入インセンティブを与えるものであり、ガット1条、3条、10条3項、13条、輸入許可協定1条2項、3項、3条2項、貿易関連投資措置協定2条1項に違反する(4.363-456)。

(EC)

カテゴリーB業者資格が最恵国待遇や内国民待遇に違反した証拠はない(4.375)。かりに違反するとしても、第4次ロメ協定のウェーバーによってカバーされる(4.376,393)。

ガット10条は通関に伴う内国規則の適用に関する手続規則に関わる。本件輸入許可には適用されない(4.402)。

伝統的ACPバナナとECバナナに対する関税割当は別個の制度であり、それらの相違は何らガット違反とはならない。関税割当はガット13条にいう「輸入制限」には当たらない(4.405)。

本件制度がガットに違反しない以上、輸入許可協定1条2項違反は生じない(4.410)。

本件制度は客観的基準に基づいて運用されており、運用における中立性、公正性と公平性は確保されているので、輸入許可協定1条3項には違反しない(4.416)。

カテゴリーBの存在はECのバナナ輸入実績に優位な影響を与えておらず、輸入許可協定3条2項違反の事実は存在しない(4.434)。

本件輸入許可制度は内国制度でも数量制限でもないからガット3条、11条の適用はなく、したがって貿易関連投資措置協定2条1項の適用はない(4.443)。

#### c. 営業内容別の輸入許可割当について

(申立国)

営業内容別の輸入許可割当制度のうち、一次輸入業者以外の営業を行う業者に対する43%の割当は、ラテンアメリカからのバナナ輸入業者に過大な負担と差別を課すものであり、ガット1条、3条、10条3項、13条、輸入許可協定1条2項、1条3項、3条2項に違反する(4.457-515)。

(EC)

営業内容別の輸入許可割当制度は、営業内容に応じた業者間の処遇の公平を図るため

に導入したものであり、最恵国待遇に違反するものではない(4.466)。

外国産バナナの販売に中間業者が介在することで輸入バナナがE C産バナナよりも不利な地位におかれるという申立国の主張は根拠がない(4.473)。

E Cバナナの関税割当の枠内で営業内容別の割当は統一かつ公平、合理的に運用されており、ガット10条違反は存在しない(4.477)。

営業内容別の輸入許可割当は、バナナの輸入に対して何の影響も与えていない。ガット13条違反は存在しない(4.479)。

本件制度がガットに違反しない以上、輸入許可協定1条2項違反は生じない(4.484)。

営業内容別の輸入許可割当は、中立的、公正かつ衡平に運用されているので、輸入許可協定1条3項には違反しない(4.489)。

営業内容別の輸入許可割当が輸入業者に過大な負担を与えているという証拠はなく、輸入許可協定3条2項には違反しない(4.496)。

#### d. 輸出証明について

(申立国)

B F A諸国から輸出されるバナナの輸入許可に当たって、これらの国の輸出証明の具備を求めるE C委員会規則478/95の3条2項は、これらの国のバナナを輸入する業者に過大な負担を課すものであり、ガット1条1項、10条3項、13条1項、輸入許可協定1条3項、3条2項に違反する(4.516-549)。

(E C)

輸出証明はB F Aバナナに有利な地位を与えるものではないからガット1条1項に違反しない(4.523)。

ガット10条は内国規則の運用に関する規定であり、輸出証明には適用がない(4.532)。

輸出証明はE C市場へのバナナの輸入量にも他国のバナナの生産・貿易にも影響を与えていないから、ガット13条には違反しない(4.536)。

輸出証明は申立国の生産には影響を与えていないから、申立国は輸入許可協定1条3項違反を問う根拠がない(4.541)。

輸出証明が通商制限的効果を持ったことは証明されておらず、輸入許可協定3条2項違反は存在しない(4.548)。

e. 規則の公表と輸入許可の時期について

(申立国)

輸入許可割り当てに関する規則は毎年四半期ごとに改定され公表される。これは無差別待遇を要求するガット 10 条 3 項、規則公表の迅速性を要求する同条 1 項、及び輸入許可協定 1 条 3 項、3 条 2 項、5 項に違反する。また、二段階の割当制度は、数量割当制度の運用に当たって実質的な利害関係国に過去の輸入実績を確保させるよう求めるガット 13 条 2 項(d)に違反する(4. 550)。

(E C)

輸入許可割当制度の運用は迅速かつ適正であり、ガット 10 条違反の事実はない(4. 559-560)。

二段階割当制度によって実質的な利害関係国の過去の輸入実績確保が困難になったという事実はなく、ガット 13 条 2 項(d)違反の事実はない(4. 563-564)。

輸入許可制度の運用は中立、公正かつ衡平であり、輸入許可協定 1 条 3 項違反は認められない(4. 569)。

輸入許可制度が通商制限的な効果を持ったことを申立国は立証しておらず、輸入許可協定 3 条違反は認められない(4. 573)。

f. E C のバナナ生産者に対する輸入許可について

(申立国)

第三国バナナの輸入許可割当はE Cのバナナ生産業者に有利に配分されており、ラテンアメリカ産のバナナの輸入を不利に扱っている。これは輸入許可協定 1 条 3 項、3 条 5 項(h)、ガット 10 条 3 項に違反している(4. 576-580)。

(E C)

輸入許可割当制度は申立国産のバナナの輸入に対して制限的な効果を持っていない。輸入許可協定、ガット違反の事実は認められない(4. 581)。

g. ハリケーン輸入許可について

(申立国)

ハリケーン輸入許可はE CとACP諸国のバナナ生産者及び輸入業者に対してのみ与えられるものであり、ガット 1 条 1 項、3 条 4 項、10 条 3 項、輸入許可協定 1 条 3 項に

違反する(4.582-599)。

(E C)

ハリケーン輸入許可はE Cのバナナ輸入許可制度が設けられる以前からイギリスとフランスが設けていた制度であり、第4次ロメ協定に基づいてE Cのバナナ輸入許可制度に導入された。したがって、第4次ロメ協定のウェーバーによって正当化される(4.586)。

ハリケーン輸入許可は国境措置であり、内国措置を規律するガット3条4項、10条の適用はない(4.591, 594)。

ハリケーン輸入許可制度は中立的であり、輸入許可協定1条3項違反の事実はない(4.598)。

## 7. 主たる争点その3ー輸入許可制度のG A T S適合性

i. 本件輸入許可制度はG A T Sの適用対象に含まれるか

(申立国)

本件輸入許可制度は、ラテンアメリカや米国のバナナ流通販売業者に不利益を与える。これらの業者はE C市場においてバナナの輸入・販売を行っており、卸売り及び小売りサービスに従事している。モノの流通販売は重要なサービス部門であり、これにはG A T Sが適用される(4.600-608)。

同一の措置がモノの貿易とサービス貿易の双方に関わり、したがってガットとG A T Sが重複的に適用されることはある(4.619)。

(E C)

申立国の主張はモノの貿易に関する諸協定に関する主張と重複しており、G A T Sに関する独自の主張を含んでいない(4.609)。

輸入許可制度は業者の国籍によってではなくバナナの出産地によって区別を設けている。G A T S違反の事実はない(4.611)。

ガットはモノの貿易を、G A T Sはサービス及びサービス提供者を規律する。両協定の規律対象は重複していない(4.614)。

ii. G A T S 2条(最恵国待遇)、17条(内国民待遇)適合性

(以下の議論は6-i-iの議論とほぼ重複するので省略する)

## 8. 第三国の申し立て(日本の申し立て以外は省略)

日本の申し立て

本件関税割当に基づく輸入許可制度は、輸入許可協定にいう輸入許可(import licensing)には当たらない(5.125-126)。東京ラウンド輸入許可手続協定の下でも、関税割当制度を申告する慣行はなかった(5.127)。

## 【報告要旨】

### 1. 第4次ロメ協定のウェーバーのカバレッジについて(7.95-7.127)

#### i. 新バナナ輸入制度の関税割当はガット13条に違反するか

新バナナ輸入制度の関税割当のうち、(1)ニカラグア、ベネズエラ及び一部のACP諸国を含む「実質的な利害関係」を有しない国に割当を与える一方でグアテマラ等「実質的な利害関係を有する国」に割当を与えなかった点と、(2)BFAに基づく関税割当の再配分に関するルールは、ガット13条1項、2項に違反する(7.90)。

#### ii. 第4次ロメ協定はバナナに関してどのような特惠待遇を義務づけているか

伝統的ACPバナナの輸出国に対して、1991年以前の最高実績に見合った国別割当を配分することは第4次ロメ協定によって要求されている範囲に含まれる。しかし、それ以上にACP諸国を優遇する割当は第4次ロメ協定によっては要求されていない(7.103)。

#### iii. 第4次ロメ協定に関するウェーバーはガット1条1項にしか言及していないが、13条に関する義務免除もカバーするか

第4次ロメ協定が義務づけている国別割当(伝統的ACPバナナ輸出国に対する最高実績に見合った国別割当)の実施のためには13条に関する義務免除が不可欠であり、その限度で第4次ロメ協定に関するウェーバーによって正当化される(7.110)。それ以外の優遇措置でガットその他の協定に違反するものは、第4次ロメ協定に関するウェーバーではカバーされない。

#### iv. BFA協定当事国に対する優遇措置について

BFA協定当事国に対する優遇措置はガット13条に違反するし、第4次ロメ協定によって義務づけられてもいない。これはマラケシュ議定書のEC譲許表に含まれているが、

そのことではガット 13 条違反は免除されない(7.118)。また、これは農業協定 21 条 2 項によっても正当化されない(7.127)。

v. 非伝統的 ACP バナナに対する優遇措置について

第 4 次ロメ協定に関するウェーバー決定は、「ACP 諸国原産の産品」に対する特惠待遇を対象としているから、非伝統的 ACP バナナに対する特惠関税（これはガット 1 条 1 項に違反する）もこれに含まれ、正当化される(7.136)。

## 2. 輸入許可制度のガット等との適合性について

i. 本件輸入許可制度に輸入許可協定が適用されるか

輸入許可協定 1 条 1 項は「輸入許可制度を実施するために用いられる行政上の手続」一般を協定の適用対象としている。本件輸入許可制度は数量制限に関する輸入許可手続ではなく関税割当に関する輸入許可手続であるが、これも輸入許可協定 3 条 1 項にいう「非自動輸入許可」として、輸入許可協定の適用対象に含まれる。このことは 3 条 3 項の文言やガット 11 条の規定との整合性からも明らかである(7.145-156)。

ii. 本件輸入許可制度にガット 1994、輸入許可協定、貿易関連投資措置協定が適用されるか

WTO 設立協定附属書 1 A の解釈に関する一般的注釈は、ガットと附属書 1 A の諸協定が抵触する場合には、後者が優先すると規定する。ここにいう抵触とは両者の義務が相容れない場合を指す。両者の義務が別個であるかまたは補完的關係にある場合はこれに当たらない。本件輸入許可制度に関しては上記 3 協定は抵触関係がなく、したがってすべて適用される(7.163)。

iii. 輸入許可制度の内容に関する判断

a. 業者カテゴリー別の輸入許可割当はガット 3 条 4 項、貿易関連投資措置協定 2 条、ガット 1 条、10 条に違反するか

輸入許可手続は「国内の販売、・・・購入、・・・分配・・・に関する法令及び要件」（ガット 3 条 4 項）に当たる(7.178)。非伝統的バナナと第三国バナナの輸入割当に関するカテゴリー B（伝統的 ACP バナナと EC バナナの輸入実績）とその割当分(30%)は、非伝

統的バナナ、第三国バナナの輸入割当量を増やそうとする業者にECバナナの購入を求めるものであり、「国内の販売、・・購入、・・分配・・に関する法令及び要件」に関して輸入品に国産品と実質的に対等な競争機会を保障することを求めたガット3条4項に違反する(7.179-182)。

TRIMs協定は、ガット3条と11条の解釈協定という性格を有する(7.185)。したがって、ガット3条4項違反が認定された以上、当該輸入許可割当の貿易関連投資措置協定適合性を判断する必要はない(7.186-187)。

第三国バナナと非伝統的ACPバナナの輸入許可手続(過去の輸入実績の提示等々)は伝統ACP的バナナの輸入許可手続(基本的に原産地証明のみ)よりも複雑かつ不利であり、ガット1条1項に違反する(7.188-195)。

業者カテゴリー別の輸入許可割当は、ロメ協定がカバーする1990年時点でのACP諸国に対する優遇措置には含まれないから、ロメ協定のウェーバーによって正当化されない(7.196-204)。

業者カテゴリー別の輸入許可割当の運用は、貿易規則の「一律の(uniform)」実施を義務づけたガット10条3項に違反する(7.205-212)。

#### b. 営業内容別の輸入許可割当について

第三国バナナと非伝統的ACPバナナの輸入許可割当の配分に関して営業内容別の基準係数を用い、伝統的ACPバナナにはこうした係数を用いないのは、ガット1条1項に違反する(7.220-223)。

#### c. 輸出証明について

BFA当事国であるコロンビア、コスタリカ、ニカラグアからのカテゴリーA、Cの輸入業者に輸出証明を要求し、これらの国から輸入するカテゴリーBの輸入業者には輸出証明を要求しないのは、ガット1条1項に違反する(7.235-241)。

#### d. ハリケーン輸入許可について

ハリケーン輸入許可をEC及びACPのバナナ生産者・生産者団体にのみ認めたのは、輸入許可手続の公平な適用と公正かつ衡平な運用を義務づけた輸入許可協定1条3項に違反する(7.260-263)。

### 3. 輸入許可制度のGATS適合性について

#### i. 本件輸入許可制度はGATSの適用対象に含まれるか

「サービスの貿易に影響を及ぼす」措置（GATS 1条1項）とは、サービスの提供に関する競争条件に影響を与えるあらゆる措置を指す(7. 277-281)。

ガットとGATSは相互排他的ではない。したがって、ある措置がガットの適用対象であるからといって、当然にGATSの適用が排除されることにはならない(7. 282-283)。

GATSは「政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービス」を適用対象とする(GATS 1条3項(b))。本件輸入許可制度の対象に含まれるバナナの流通販売(distribution)は、ECがサービス貿易の自由化に関するGATSの約束表に記載した「卸売り取引サービス(wholesale trade service)」に含まれる(7. 287-293)。

#### ii. GATS 2条(最恵国待遇)、17条(内国民待遇)適合性

##### a. 業者カテゴリー別の輸入許可割当について

カテゴリーBの業者にカテゴリーAの業者よりもわずかな割当しか与えないのは、原産国により同種のサービス提供者に不利な競争条件を課するものであり、GATS 2条、17条に違反する(7. 341, 7. 353)。

##### b. 営業内容別の輸入許可割当について

カテゴリーA、Bの業者の営業内容によって輸入許可割当量を決定することは、結果的にECの業者を有利に扱うことになり、EC以外の業者に不利な競争条件を課するものであり、GATS 2条、17条に違反する(7. 368, 7. 372)。

##### c. 輸出証明について

カテゴリーBの業者に対して輸出証明を免除するのは、原産国により同種のサービス提供者に不利な競争条件を課するものであり、GATS 2条、17条に違反する(7. 380, 7. 385)。

##### d. ハリケーン許可について



ハリケーン許可はECあるいはACP諸国のバナナ生産者・生産者組織、あるいはそれを代表する業者にのみ与えられるものであり、原産国により同種のサービス提供者に不利な競争条件を課することになるから、GATS 2条、17条に違反する(7.393, 7.397)。

#### 4. 結論

以上の理由により、ECの新バナナ輸入制度には、ガット1条1項、3条4項、10条3項、13条1項、輸入許可協定1条3項、GATS 2条、17条に違反する点が含まれている(9.1)。本パネルは紛争処理機関(DSB)に対して、ECに新バナナ輸入制度をガット、輸入許可協定、GATSに適合するように改めることを要請するよう勧告する(9.2)。

#### 【解説】

##### 1. 第4次ロメ協定のウェーバーについて

本件での主たる争点の一つは、新バナナ輸入制度に基づくACP諸国産バナナへの優遇措置がガットに違反するとしても、それは第4次ロメ協定に関するウェーバー<sup>(9)</sup>によって免責されるかどうかであった。第4次ロメ協定に関するウェーバーの該当箇所は、次の通り規定する。

「一般協定1条1節の規定は、2000年2月29日までの間、ECが第4次ロメ協定の関連規定の要求に基づき、他の締約国の同種の産品に特惠待遇を与えることなくACP諸国原産の産品に対して特惠待遇を与えるために必要な限度で免除される。」

このウェーバーの解釈に当たって、二つの点が問題となる。第一に、第4次ロメ協定が何を「要求」しているか。第二に、このウェーバーが義務免除を認める一般協定上の義務は1条1項に限られるか。

第一点に関して、第4次ロメ協定及び同協定付属第5議定書（「バナナ議定書」）の関連規定は以下の通りである。

第4次ロメ協定第168条(2)項(a)(ii)

「同種の産品に関して第三国が最恵国待遇により享受する待遇よりも有利な待遇を（ACP諸国に）保証すること」

第5議定書第1条

「共同体市場へのバナナの輸出に関して、ACP諸国はその伝統的な市場へのアクセス及

び当該市場での利益の点で、過去及び現在よりも不利な立場に置かれることはない。」  
(7.99)

第4次ロメ協定締結時点において、ECは共通バナナ輸入制度を採用しておらず、EC構成国が個別にバナナ輸入制度を実施していた。<sup>(10)</sup> そこで、新バナナ輸入制度においては、ACP諸国について「過去及び現在よりも不利な立場に置かれることはない」ことを確保するため、1991年以前の最大輸出量を個別のACP諸国について算定し、それを伝統ACPバナナとして無税輸入の対象にするという方策が採られたのである(7.100-101)。パネル報告は、この方策が第4次ロメ協定によって「要求されている」と判断し、この点に関してはECの主張を支持した。

ただし、この結果として関税割当においてACP諸国と他の輸出国とを差別的に扱うことになり、これは数量制限の無差別適用を義務づけたガット13条1項に違反する(7.90)。問題は、こうしたガット違反が第4次ロメ協定のウェーバーによってカバーされるかどうかである(第二の論点)。

第4次ロメ協定のウェーバーはガット1条1項の義務免除しか言及していない。申立国は、米国の1955年のウェーバー及び譲許表頭注に基づく砂糖及び砂糖含有製品の輸入制限に関するパネル報告<sup>(11)</sup>を援用して、ウェーバーは例外的な義務の免除であり、例外は限定的に解釈されなければならないとして、ガットの他の規定の義務免除は認められないと主張した(4.54)。しかし、パネルはこの解釈をとらなかった。ロメ協定及びバナナ議定書がECに対してACP諸国産バナナに特惠待遇を与えることを要求しており、新バナナ輸入制度が設けた関税割当制度により個別のACP諸国に1991年以前の最大輸出量を確保するという仕組みがこの要求に応える措置である以上、これを実行するためのガット規定の義務免除は当然に認められるというのがその理由である。これを認めないと、實際上ECはロメ協定等の要求に応えることが不可能になるとパネル報告は述べた(7.106)。

パネル報告は、米国の砂糖等の輸入制限に関するパネル報告を援用したが、例外の限定的な解釈として、ウェーバーが明記した条項の義務免除しか認めないという厳格な文理解釈の立場はとらず、第4次ロメ協定等の関連規定の「要求」を実現するために合理的に必要とされる範囲の条項の義務免除を認めるという立場(合理的文理解釈)をとった。

さらに、パネル報告は、以上の結論を補強するために、ガット1条1項と13条1項は、輸入品に対する無差別待遇を規定した点ではその規律対象は同一であると述べた(7.107)。

第4次ロメ協定のウェーバーの対象に関するパネル報告の結論はおおむね妥当である。

ロメ協定等はACP諸国産のバナナに対する特惠待遇を「要求」しているが、そのためにいかなる措置を講じるかを特定しておらず、この点の決定はECの裁量に委ねた。ECがこの裁量の範囲内で決定した措置が、「要求」実現のために合理的に必要とされる範囲にとどまっていると判断される限り、当該措置の実施に必要な範囲でガット上の義務の免除が認められると解するのが妥当である。

ただし、パネル報告がこの結論を補強するために述べた、ガット1条1項と13条1項の規律対象の同一性については疑問がある。ガット1条1項は関税及び課徴金の賦課に際しての一般的最恵国待遇を規定し、13条1項は輸出入の数量制限に当たっての無差別待遇を規定する。両者は、広義の無差別待遇を規定したものとしては同一のカテゴリーに含めることも可能であるが、その規律対象は明らかに異なっており、パネル報告の結論は正確ではない。

## 2. ガットと附属書1Aの諸協定の関係について

新バナナ輸入制度の輸入許可制度に対して、申立国はガットとの適合性に加えてWTO設立協定附属書1Aに含まれる諸協定（輸入許可協定、貿易関連投資措置協定）との整合性を問題にした。この点について判断するための前提問題として、ガットと附属書1Aの諸協定の法的関係を明らかにする必要がある。すなわち、ガットと附属書1Aの諸協定は同一の事項に対して重複的に適用されるか否かという問題である。

この点に関して、WTO設立協定附属書1Aの解釈に関する一般的注釈は次の通り規定する。

「1994年のガットの規定とWTO設立協定附属書1Aのその他の協定の規定とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該その他の協定の規定が優先する。」

これによると、同一事項に関するガット1994の規定と諸協定の規定が抵触する場合は、後者が優先的に適用されることになる。ただし、ここにいう「抵触」とは、両者の規定が相容れず、一方の規定に従うと必然的に他方の規定に違反するような場合、すなわち積極的抵触の場合を指す。<sup>(12)</sup> したがって、たとえ同一事項に対する規律であっても、それが異なる義務あるいは補完的な義務を課するものであれば、ガット1994の規定と諸協定の規定が重複的に適用されることになる(7.159-160)。

そこで、本件輸入許可制度の合法性の判定に当たっては、輸入許可制度に関するガットと輸入許可協定、貿易関連投資措置協定の規定の関係が、積極的抵触なのか、それとも異

なるあるいは補完的な義務を課するものであるかを判断する必要がある。本件パネル報告は、輸入許可制度に関するガット1994、輸入許可協定と貿易関連投資措置協定の規定を検討した上で、これらの規定が積極的抵触の関係にはないと判示し(7.162)、これらの規定の重複適用を認めた。そして、パネル報告は、輸入許可制度の合法性の判断に当たって、これらすべての規定に照らして適合性の判断を行った。

この点に関するパネル報告の判断には疑問がある。WTO設立協定附属書1Aの解釈に関する一般的注釈にいう「抵触」の解釈として、積極的抵触、つまり相互排他的な義務関係の場合にその他の協定の規定の優先を認めることには問題はない。一般的に言って、ガット1994とその他の協定の関係は、一般法と特定事項に関する特別法の関係にあると解される。そのことは、例えば補助金・相殺措置協定、アンチダンピング協定や関税評価協定などのように、協定自体がそれが一般協定の特定の条項の実施に関する(細則を定めた)協定であることを明記している場合には明らかである。しかし、こうした明記がない場合でも、その他の協定はガット1994の特定の条項に関する細則を定める協定としての性格を共通に持つ。したがって、ガット1994とその他の協定との間には、特定事項に関する一般法と特別法の関係が一般的に認められ、同一事項に関する規律の重複(duplication)がしばしば認められる。この場合に、まずもって適用されるべきは特別法であるその他の協定の規定である。そして、この規定に基づいて適合性が判断されれば、改めてガット1994の規定を適用する必要はない。

規律の重複は規律の競合(concurrence)であって、これを一般的注釈にいう「抵触(conflict)」に含めることにはやや無理がある。この点については、一般法と特別法の関係に関する法の一般原則に基づいて一般法であるガット1994の適用を自制するという態度が望ましいのではないか。特に、本件のように争点が多岐にわたり、当事者が多数の法規を援用して争う事例においては、訴訟経済の見地からも、適用法規の合理的な限定が正当化されるだろう。

### 3. ガットとGATSの関係について

WTO設立協定附属書1Aのその他の協定と異なり、GATS(サービス貿易に関する一般協定)はウルグアイラウンド交渉において新たに規律対象に取り込まれた、いわゆる新分野に属する協定である。それは、モノの貿易と区別されるサービス貿易を対象として、その自由化を促進するために、最恵国待遇、内国民待遇、透明性の確保などを加盟国に義

務づける。

ガットはモノの貿易を対象とし、GATSはサービス貿易を対象とする。両者は規律対象を異にし、両者の重複適用の余地はないように見える。しかし、話はそれほど単純ではない。GATSは「政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービス」を適用対象としており（第10条3項(b)）、その適用範囲はきわめて広い。そして、モノの貿易に付随して提供されるサービス、例えば、加工、貯蔵、輸送、卸売りなどのサービスはGATSの適用対象に含まれる。したがって、同じ製品の貿易に関する規制その他に対してガットとGATSが同時に適用されることはあり得る。

本件パネル報告は、ガットとGATSが相互排他的でないとして述べ(7.282-283)、この点を認めた。これは、米国申し立てによるカナダの雑誌に係る措置パネル報告が述べた見解を<sup>(13)</sup>を踏襲するものである。<sup>(14)</sup>したがって、ガットとGATSが相互排他的でないという点に関しては、少なくともWTOパネルのレベルでは一貫した判断が示されたと評価できる。

ウルグアイラウンド交渉においてECが提出したサービス貿易の自由化に関する約束表によれば、ECは卸売取引サービス(wholesale trade service)の自由化を約束しており、輸入国内でのバナナの加工、貯蔵、輸送、再販売などのサービスはこれに含まれることから、本件輸入許可制度に対してGATSの適用が認められるとパネルは判断した(7.287-293)。妥当な判断といえる。

ただし、ガットとGATSが相互排他的ではないといっても、両者の適用対象は厳密には異なっている。例えば、両者はともに最恵国待遇原則を掲げるが、ガットの場合は、モノの原産国に由来する差別を禁止する趣旨であるのに対して、GATSの場合は、サービス提供者の国籍に由来する差別を禁止する（第2条1項）。同様に、内国民待遇原則についても、ガット条のそれが国産品と輸入品との差別を禁止する趣旨であるのに対して、GATSのそれは輸入国国内のサービス提供者と外国のサービス提供者との差別を禁止する趣旨である。本件においても、パネル報告は、輸入許可制度の中でバナナの卸売取引業者間での競争関係に影響を及ぼす措置に焦点を当ててGATS適合性を判断しており、バナナの原産国による差別の有無に焦点を当てたガット適合性の判断とは判断の対象が異なっている点に注意する必要がある。

#### 4. 輸入許可協定のカバレッジについて

本件において第三国参加した日本は、本件輸入許可制度は輸入許可協定の適用対象には含まれないと主張した(5.125-127)。その根拠は、本件輸入許可制度の実質は関税割当であり、所定の関税を支払えば割当を越えた分についても輸入が可能であるから、これは輸入許可協定の適用対象である「輸入許可手続」、すなわち「輸入に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類(通関用のものを除く。)を提出することを要求するもの」(第1条1項)には当たらないから、というものであった(5.126)。

これに対して、パネル報告は、輸入許可協定の適用対象となる「輸入許可手続」の範囲をより広くとらえ、日本の主張を採用しなかった。パネル報告によれば、「輸入許可手続」に関しては以下の二つの限定が付されている。第一に、関係行政機関への申請書その他の書類の提出が要求されていること。第二に、書類の提出が「輸入に先立ち」行われること。ただし、輸入時点で書類が提出されればこの条件は満たされるとパネルは解釈した(7.148-149)。そして、これ以外に輸入許可手続の範囲を限定する条件は存在せず、したがって、対象が数量制限であろうが、関税割当であろうが、以上の二条件を満足するものはすべて輸入許可協定の適用対象となると述べた(7.149)。そして、本件輸入許可制度は輸入許可協定第3条にいう「非自動輸入許可」に当たるとした(7.151)。

日本の主張とパネル報告の判断を比較すると、後者がより説得的である。特に、輸入許可協定第3条3項が「輸入許可手続が数量制限の実施以外のことを目的とする場合には」と規定していることは、数量制限の実施以外の目的での輸入許可手続の存在を前提にした規定であり、パネル報告のとる立場を支持するものである。

日本政府が輸入許可協定の適用範囲を狭く解釈する主張を行った意図はどこにあるのか。この点に関しては、あくまでも推測の域を出ないが、コメの関税化を初めとする農産物輸入の自由化交渉を間近に控えて、日本政府が将来の農産物輸入の段階的自由化に際して関税割当その他の措置の採用を予定しており、それらの措置に対する輸入許可協定の適用の余地をできるだけ狭めようとする意図があったものと考えられる。

## 5. パネル報告における争点ごとの各当事者の主張の記載方法について

本件パネル報告は、長大化傾向にあるパネル報告の中でも群を抜く長さである。中でも、争点とそれに関する当事者の主張のパートは223頁に及ぶ(全体の半分強)。多数の当事国が申立国、第三国として参加し、複数の協定に関して多岐にわたる争点が提起された複雑な事案であったことがその背景にあることは確かである(7.1)。しかし、それと同時に、

報告の記述方法にも長大化の一因がある。特に、争点と当事者の主張を整理した箇所では、各争点についての当事者の主張が、申し立て→反論→再反論→再々反論と、実際の審理の過程を忠実に再現するような形で克明に整理されている。こうした克明さはガットの時代にも見られたが、WTO時代になってから一層顕著になった。これは、紛争解決了解 15 条が導入した「検討の中間段階」手続（15 条）によるところが大きい。当事国は、自己の主張の正当性を高めようとして、検討の中間段階において、中間報告中の自己の主張に関わる部分の記述をできるだけ克明にすることを求めるからである。しかし、過度の克明さはいたずらに報告の分量を増やし、記述内容の明晰さを損なうおそれがありはしないか。当事者の主張を争点ごとに集約し対比して整理することで、分量をかなり減らし、しかも読みやすい報告にすることができるのではないか。

ただし、報告の中で認定 (findings) の部分は、争点の分類・整理、ゴシック体による結論の明示、結論の要約などの工夫によって読みやすさが高められており、評価できる。

## 6. その後の経過

1997 年 6 月 11 日、EC は本件に関して上級委員会への申立を行う旨紛争解決機関に通告し、6 月 23 日に申立の意見書を提出した。上級委員会は 9 月 9 日に本件に関する報告を提示し、9 月 25 日に紛争解決機関は上級委員会報告と修正されたパネル報告を採択した。上級委員会報告については、本報告書の平委員報告を参照されたい。なお、上級委員会報告は本件パネル報告の内容を一部修正しながら、基本的には本件パネル報告の内容を支持し、EC に対してバナナ輸入制度の改善を求めるものであった。

EC が上級委員会報告の勧告に応じてバナナ輸入制度の改善を実施するための「妥当な期間」<sup>(15)</sup> の長さに関して、EC と申立国が協議したが合意に至らず、申立国は仲裁人に「妥当な期間」の決定を委ねた。<sup>(16)</sup> WTO 事務局長 Renato Ruggiero は 12 月 12 日、Said El-Naggar を仲裁人として指名し、El-Naggar は 12 月 23 日、バナナ輸入制度改善を実施する期限を 1999 年 1 月 1 日とする仲裁裁定を下した。<sup>(17)</sup>

### 【注】

---

<sup>(1)</sup> Council Regulation (EEC) 404/93, Official Journal of the European Communities, No. L47 of 25 February 1993, pp. 1-11.

<sup>(2)</sup> EEC-Member States' Import Regimes for Bananas, Report of the Panel, 3 June

---

1993, DS32/R(未採択).

<sup>(3)</sup> EEC-Import Regime for Bananas, Report of the Panel, 11 February 1994, DS38/R(未採択). なお、本件についての評釈として、参照、岡田外司博「EUの新バナナ輸入制度(1994年2月11日ガットパネル報告)」『ガットの紛争処理に関する調査 調査報告V』(公正貿易センター、1995年)157-172頁。

<sup>(4)</sup> 紛争解決了解15条2項は、小委員会が、説明部分並びに小委員会の認定及び結論からなる中間報告を当事国に送付した後、「当事国の要請がある場合には、その書面の中で明示された事項に関し、当事国との追加的な会合を開催する」と規定する。この規定に基づいてヒヤリング会合が開かれた。

<sup>(5)</sup> 以上の数字は、1995年7月1日以降は、各々722ECU、255.3万トン、75ECU(1995年1月1日以降)、822ECUに、1996年7月1日以降は、693ECU、255.3万トン、75ECU、793ECUに改訂された(3.31、3.32及び3.7の表を参照)。

<sup>(5)</sup> 同上

<sup>(5)</sup> 同上

<sup>(5)</sup> 同上

<sup>(6)</sup> Framework Agreement on Bananas, Annex to Part I, Section I-B(tariff quotas) in Schedule LXXX - European Communities.

<sup>(7)</sup> 輸入業者のカテゴリー分けによれば、第三国バナナ・非伝統的ACPバナナの販売実績のある業者に第三国バナナ及び非伝統的ACPバナナの輸入割当の66.5%が与えられるが、これは、EC、ACP諸国のバナナ生産者と販売実績のある業者との垂直統合を促進することを意図したものであると説明されている。参照、R.Read, "The EC Internal Banana Market: The Issues and the Dilemma," 15World Economy219(1994), p.227.

<sup>(8)</sup> EC-The Fourth ACP-EEC Convention of Lome, Waiver Decision of 9 December 1994, L/7604, 19 December 1994.

<sup>(9)</sup> Ibid.

<sup>(10)</sup> 新バナナ輸入制度導入以前のEC構成国のバナナ輸入制度の概要に関して、参照、R.Read, supra n. (7), pp.220-223.

<sup>(11)</sup> United States-Restrictions on the Importation of Sugar and Sugar-Containing Products Applied under the 1955 Waiver and under the Headnote to the Schedule



---

of Tariff Concessions, Report of the Panel, adopted 7 November 1990, BISD 37S/228, para. 5.9.

<sup>(12)</sup>例えば、協定上の義務の免除（ウェーバー）に関して、ガット1994年の25条5項は投票の3分の2以上で、加盟国の過半数を要求するのに対して、WTO設立協定9条3項では加盟国の4分の3以上とされている。参照、津久井茂充『WTOとガット』（日本関税協会、1997年）52頁。また、本件パネル報告の脚注403は、他の例として、ガット1994年11条1項の数量制限の一般的禁止の例外として、同条2項がきわめて限定的な例外を認めているのに対して、繊維協定2条が繊維・衣料品に関しては数量制限を比較的緩やかに認めていることを挙げている。

<sup>(13)</sup> Canada – Certain Measures Concerning Periodicals, March 14, 1997, WT/DS31/R, paras. 5.13-19.

<sup>(14)</sup> この事案に関する上級委員会報告は、当該事案に関するGATSの適用を否定したが、それは当該措置がモノの貿易に関する措置であるからガットが適用される、したがってGATSを適用する必要はないというものであった。Canada – Certain Measures Concerning Periodicals, Report of the Appellate Body, June 30, 1997, WT/DS/31/AB/R, pp.16-18.

<sup>(15)</sup> 紛争解決了解21条3項(b)を参照。

<sup>(16)</sup> 紛争解決了解21条3項(c)を参照。

<sup>(17)</sup> International Trade Reporter, Vol.15, No.2(1998), pp.39-40.

#### 【参考文献】

- ・ EUROPEAN COMMUNITIES – REGIME FOR THE IMPORTATION, SALE AND DISTRIBUTION OF BANANAS, Report of the Appellate Body, 9 September 1997, WT/DS27/AB/R
- ・ 岩澤雄司『WTOの紛争処理』（三省堂、1995年）
- ・ 通産省通商政策局編『1997年版 不公正貿易報告書』（通商産業調査会、1997年）332-335頁。
- ・ 高島忠義『ロメ協定と開発の国際法』（成文堂、1990年）
- ・ 鶴見良行『バナナと日本人』（岩波書店、1982年）

（中川淳司）

